

# 鳥取市内遺跡発掘調査報告書

上原遺跡・山宮阿弥陀森遺跡

2005. 3

鳥取市教育委員会

# 序 文

鳥取市気高町域は、県都鳥取市の西に位置し日本海と緑豊かな自然そして温泉資源にも恵まれ発展してまいりました。

町域には、縄文時代より数多くの遺跡が残されていますが、近年の開発の波の中で、多くの貴重な文化財が失われつつあるのが現状です。

先人の残した足跡を後世に伝えていくことが、私達の責務であると考えますが、開発と文化財保護との調整が課題となっております。

本書は、平成15年度と16年度に国庫補助事業として実施した旧気高町内遺跡発掘調査の概要をまとめたものです。

この調査は、昭和54年度から58年にかけて県営ほ場整備事業に伴い発掘調査を実施した奈良時代から平安時代にかけての気多郡衙に比定される上原遺跡群について、将来の保存活用に資するため中枢部及び周辺部の解明のために実施したものです。

本書が、文化財保護のためにご活用いただければ幸いに存じます。

終りに、この調査にご協力いただきました関係各位の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成17年3月

鳥取市教育委員会

教育長 中 川 俊 隆



# 例 言

1. 本書は、平成15年度と16年度にかけて国・県の補助金を受けて気高町教育委員会及び鳥取市教育委員会が実施した埋蔵文化財発掘調査の記録である。
2. 調査を実施した遺跡は、平成15年度は上原遺跡、平成16年度が山宮阿弥陀森遺跡である。
3. 本書に用いた方位は真北で、上原遺跡内荒神社敷地内に設置した基準点を基点として距離を出している。またレベルは、海拔標高を用いた。
4. 発掘調査によって、作成された記録類及び出土遺物は鳥取市教育委員会が保管している。
5. 調査の体制は以下のとおりである。

調査団長（気高町教育長） 横田 昭 男（平成15・16年度）

（鳥取市教育長） 中川 俊 隆（平成16年度）

事務局 気高町生涯学習課 鳥取市文化財課

調査担当 河根 裕 二 加川 崇

調査員 岡田みきお

調査補助 中林 保

調査指導 山中 敏 史（奈良文化財研究所）

原田 雅 弘（鳥取県教育委員会文化課）

調査作業員 有田 茂 樹 田中 境 田村和男 桂 政 春 中原盛孝

田中 律 子 久野 忠 昭 田中 敦 子 山本 丈 夫 山本ノブエ

山本きくえ 石田 薫 子 鈴木 和 代 原田 立 夫 原田 育 夫

嶋 沢 慎 一

6. 本書の執筆・編集は河根が行い、IVについては中林保氏に玉稿をいただいた。

# 本文目次

序	文
例	言
本文目次	
挿図目次	
図版目次	
I	発掘調査に至る経過
II	位置と環境
III	調査の概要
1)	上原遺跡
2)	山宮阿弥陀森遺跡
IV	気多郡衙辺りの条里遺構について
V	まとめ

# 挿図目次

写真1	作業風景	1
挿図1	遺跡分布図	3
挿図2	調査区位置図	4
挿図3	上原遺跡T0301遺構図	6
挿図4	山宮阿弥陀森遺跡T0401遺構図	8
挿図5	山宮阿弥陀森遺跡T0401出土遺物実測図	9
挿図6	条里制地割の模式図	11
挿図7	天保年間田畑地続全図合成図（小別所、殿、飯里、上原）	12
挿図8	逢坂谷（殿）地図	13
挿図9	加知弥神社付近の地割図（天保14年寺内、宮方田畑地続全図より作成）	13

# 図版目次

図版1	1 調査区周辺航空写真	2 上原遺跡T0301
図版2	3 T0301北部遺構検出状況	4-① T0301出土遺物
	4-② T0301出土遺物	4-③ T0301出土遺物
		4-④ T0301出土遺物
図版3	5 山宮阿弥陀森遺跡T0401	6 T0401西側石列検出状況
図版4	7 T0401東側石列検出状況	8 T0401西南隅竪穴式住居跡検出状況
図版5	9 T0401出土遺物（表）	10 T0401出土遺物（裏）



## I 発掘調査に至る経過

上原遺跡は、昭和53年度から県営逢坂地区ほ場整備事業に伴って遺跡の範囲確認のための発掘調査を国庫補助事業により実施し、昭和58年度まで遺跡の性格を追求するための調査を実施してきた。その結果、整然としたプランを持つ大型の掘立柱建物のほか四至を区画する溝状の遺構などを検出している。

発掘調査が周辺に及ぶに至って、「郡家一」などの墨書土器の出土や、大型土坑からの大量の古瓦片の出土を見るなど広範で多様な広がりをもっていることが判明している。

その後、荒神社付近の約四ヘクタールが地元の方々の理解と協力によって、ほ場整備の不施工区として現状のまま残されることとなった。

狭いほ場での耕作には不便を強いることになったことは否めなかったものの、その後の農業を取り巻く社会情勢の変化や、耕作者の高齢化もあって徐々に地元農家の方々の思いも変化してきている。

このような状況の中、当時は国の史跡としての価値も十分にあるといわれた上原遺跡を将来に向けて、活用すべきであるという考え方が生じてきた。

しかし、未調査の田畑が多く残されており上原遺跡の全体像がいまだ明らかでなく、中枢部建物の配置についても不明な点があった。

このため、将来にわたる上原遺跡の保護活用について、発掘当初より指導を受けていた奈良文化財研究所埋蔵文化財センターの山中敏史遺跡調査技術研究室長（現）の指導助言の元、鳥取県教育委員会文化課、鳥取県埋蔵文化財センターと協議を重ねた結果、平成11年度より3ヵ年間にわたって発掘調査を実施し、史跡指定に向けての基礎資料の整理と発掘調査の成果をまとめた報告書を刊行した。

本報告に収録した発掘調査は、更に上原遺跡群の性格や瓦類などの分布状況を把握するため空白部分の補完調査として実施したものである。



挿図写真1 作業風景

## Ⅱ 位置と環境

気高町域は、鳥取市の西に位置し、東は古代因幡の国最西の青谷町に、南は中国山脈の支脈にある秀峯鷲峰山を擁する鹿野町に接し、北は日本海に臨んでいる。

平成16年11月、気高町は鳥取市周辺の7か町村と共に鳥取市に編入合併して、山陰最大規模となる20万都市が誕生した。

本町域周辺は、中国山脈から日本海へ向って派生する鷲峰山系の支脈の尾根によって、東から逢坂谷、勝(見)谷、宝木・瑞穂谷の三つの谷が形成されている。

これらの河谷平野の段丘上や、山麓、尾根上などには、古代からの足跡が刻まれており、住居跡や古墳などが確認されている。

町内の遺跡を概観すると、古くは縄文時代にさかのぼる。北方の砂丘部などで土器や、石器などの出土が報告されているほか、逢坂谷の中央山裾部に位置する山宮笹尾遺跡で、土坑などの遺構とともに、晩期の縄文土器や、石鏃、ペンダントなどを検出している。

また、瑞穂谷の土居正寿寺の裏山から中期前葉の土器が出土している。

弥生時代になると、発掘調査によって多くの遺構や遺物を検出している。特に、逢坂谷の会下郡家遺跡、山王尻遺跡、山宮茶山畑遺跡、山宮阿弥陀森遺跡、上原遺跡、上原西遺跡、上原南遺跡などで多数の住居跡、土坑、木棺墓、方形周溝墓などの遺構を検出したほか、土器や石包丁、石鏃、石錘、勾玉などの遺物が出土している。

古墳は、分布調査によって丘陵の山麓や尾根上などに、数多くの分布が知られている。前中期では、瑞穂・宝木谷の尾根上に群集墳が分布しており、後期では逢坂谷の山裾に、封土を失った板状節理輝石安山岩で架構された横穴式石室が数多く認められる。また、宝木、瑞穂谷の山裾部には、横穴墓の分布が見られる。

また、発掘調査によって、会下郡家遺跡、上原南遺跡などで竪穴式住居跡などを検出しているほか、土師器、須恵器などの土器が出土している。さらに、勝(見)谷の古墳群中からは、V字の石枕をもつ箱式石棺を確認している。

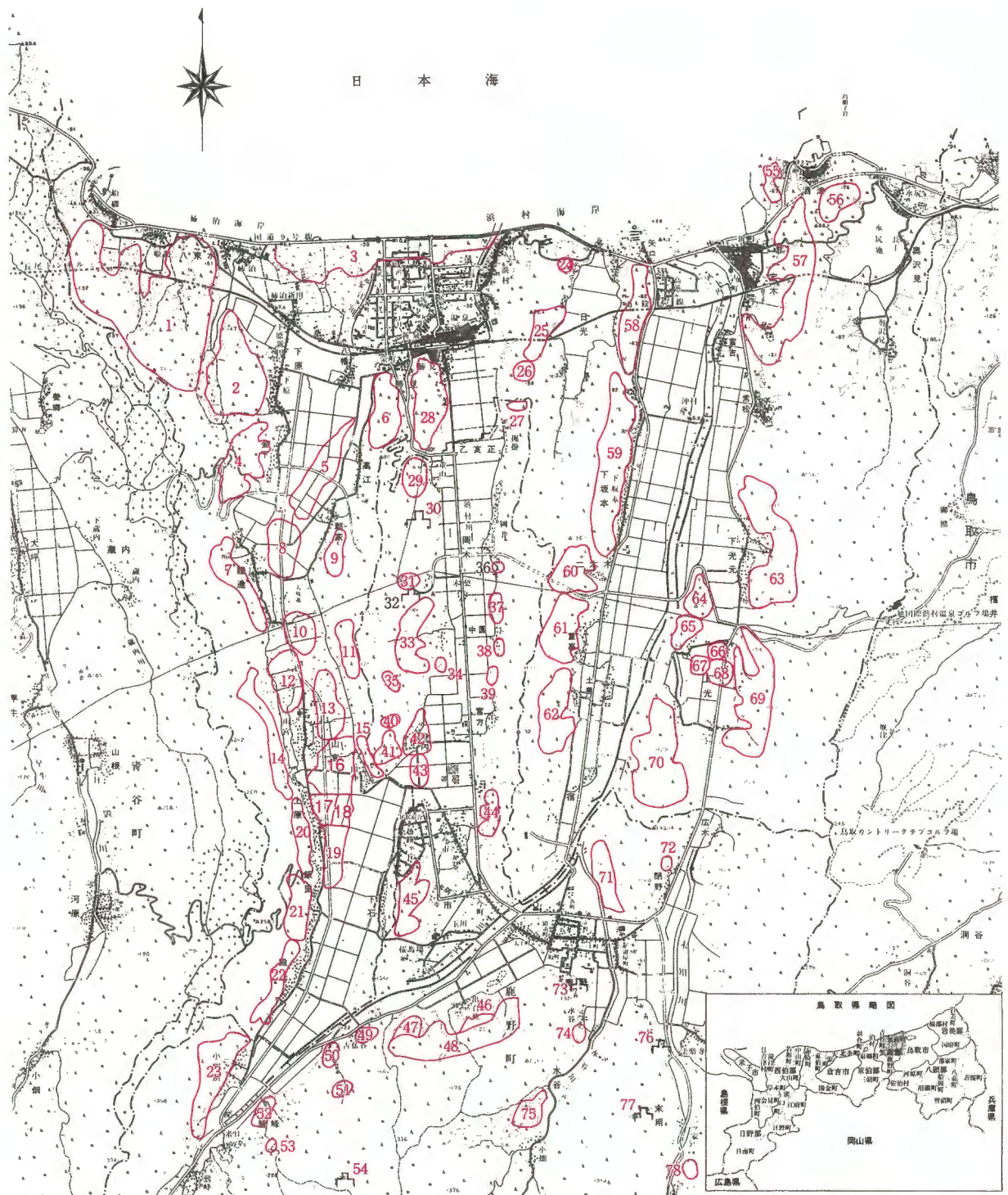
このような古墳分布の系譜が、次の律令体制を支える勢力と繋がっていると考えられよう。

律令体制化では、本町域は因幡国の気多郡に属する。郡の中心的施設である郡衙はこれまでの発掘調査の成果等から上原遺跡にあったと考えられる。また、郡の東に位置する上光の戸島遺跡、馬場遺跡で官衙跡を検出しており、郡の出先の施設又は、郷庁とも考えられている。さらに、上原遺跡の北の段丘上に位置する陸逢遺跡でも掘立柱建物跡、倉庫群などを検出しており、豪族の居館跡などに考察されているが、郷に関わる施設である可能性もある。

寺社では、上原遺跡の北東に寺内廃寺が造営され、塔芯礎が残っている。上原南遺跡からは大量の古瓦、鴟尾片などが出土し周辺に寺院が造営された可能性が高い。

式内社は気多郡内に五座が鎮座し、町域では奥沢見の板井神社、宿の志加奴神社、鹿野町寺内の加知弥神社がある。

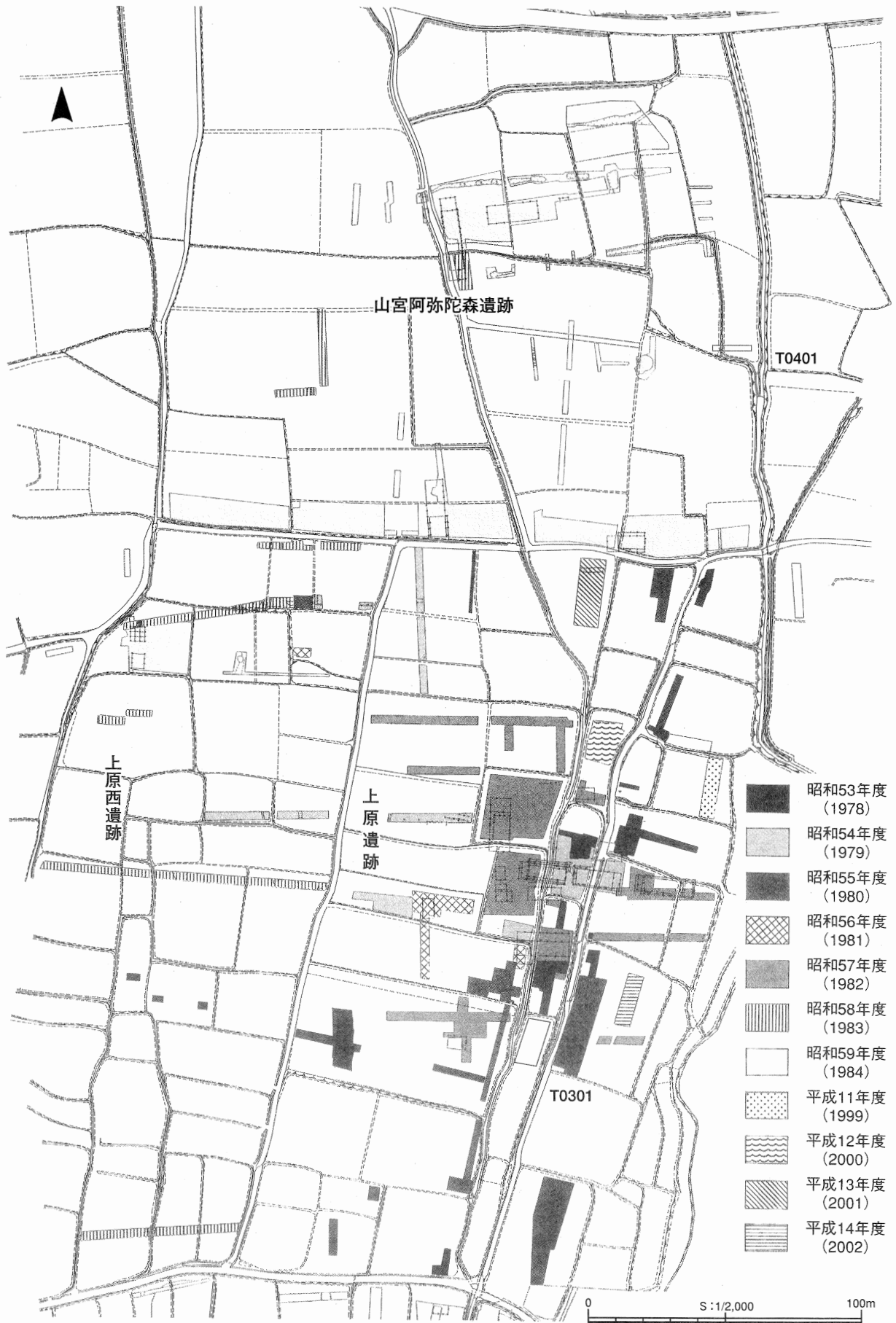
中世、戦国期には本町域にもいくつかの山城が築かれて、織田方と毛利方の勢力が拮抗する戦乱の舞台となったが、羽柴秀吉に従った亀井茲矩が鹿野城に拠って気多郡の拠点となった。



- |            |                |                 |                 |                |            |
|------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|------------|
| 1 八束水古墳群   | 2 下原古墳群        | 3 短尾遺跡          | 4 会下古墳群         | 5 会下郡家遺跡       | 6 谷奥古墳群    |
| 7 陸逢古墳群    | 8 陸逢遺跡         | 9 郡家古墳群         | 10 三王尻遺跡        | 11 山宮古墳群 (東支群) | 12 山宮笹尾遺跡  |
| 13 山宮茶山畑遺跡 | 14 山宮古墳群 (西支群) | 15 田仲古墳群        | 16 山宮阿弥陀森遺跡     | 17 上原西遺跡       | 18 上原遺跡    |
| 19 上原南遺跡   | 20 上原古墳群       | 21 飯里古墳群        | 22 殿古墳群         | 23 小別所古墳群      | 24 日光小池古墳群 |
| 25 日光古墳群   | 26 浜村古墳群       | 27 梶掛古墳群        | 28 勝見古墳群        | 29 重山古墳群       | 30 藤山城跡    |
| 31 木梨遺跡    | 32 観音山城跡       | 33 西中園古墳群       | 34 西中園遺跡        | 35 谷田遺跡        | 36 寄馬場遺跡   |
| 37 東中園遺跡   | 38 石ヶ谷遺跡       | 39 官方遺跡         | 40 宮谷遺跡         | 41 寺内古墳群       | 42 寺内廃寺    |
| 43 寺内京南遺跡  | 44 神越谷古墳群      | 45 馬池古墳群        | 46 出百姓遺跡        | 47 寺谷遺跡        | 48 出百姓古墳群  |
| 49 古仏谷遺跡   | 50 会下谷遺跡       | 51 東会下谷遺跡       | 52 天王遺跡         | 53 釜子谷1号墳      | 54 狗尸那城跡   |
| 55 酒津古墳群   | 56 水尻古墳群       | 57 宝木古墳群        | 58 西山古墳群        | 59 下坂本古墳群      | 60 二本木古墳群  |
| 61 重高古墳群   | 62 土居古墳群       | 63 下光元古墳群 (東支群) | 64 下光元古墳群 (西支群) | 65 上光古墳群 (西支群) | 66 狭間遺跡    |
| 67 戸島遺跡    | 68 馬場遺跡        | 69 上光古墳群 (東支群)  | 70 宿古墳群         | 71 柄杓目遺跡       | 72 閉野1号墳   |
| 73 鹿野城跡    | 74 口水谷古墳群      | 75 中峰遺跡         | 76 牛房山城跡        | 77 金剛城跡        | 78 末用遺跡    |

挿図1 遺跡分布図





挿図2 調査区位置図

### Ⅲ 調査の概要

#### 【上原遺跡】

ほ場整備事業の不施工区となっている中枢部の建物が位置する荒神社付近で、建物配置の確認のためのトレンチを設定した

荒神社の南約100メートルの水田に長さ約13.5メートル、幅約8メートルのトレンチを設定した。このトレンチの北約20メートルの地点に、7間×4間の南北に底をもつ正殿風建物があり、中枢部南側の建物跡の検出を目途とした。

現地調査は、平成15年12月10日に着手し、平成16年3月17日、埋め戻して終了した。

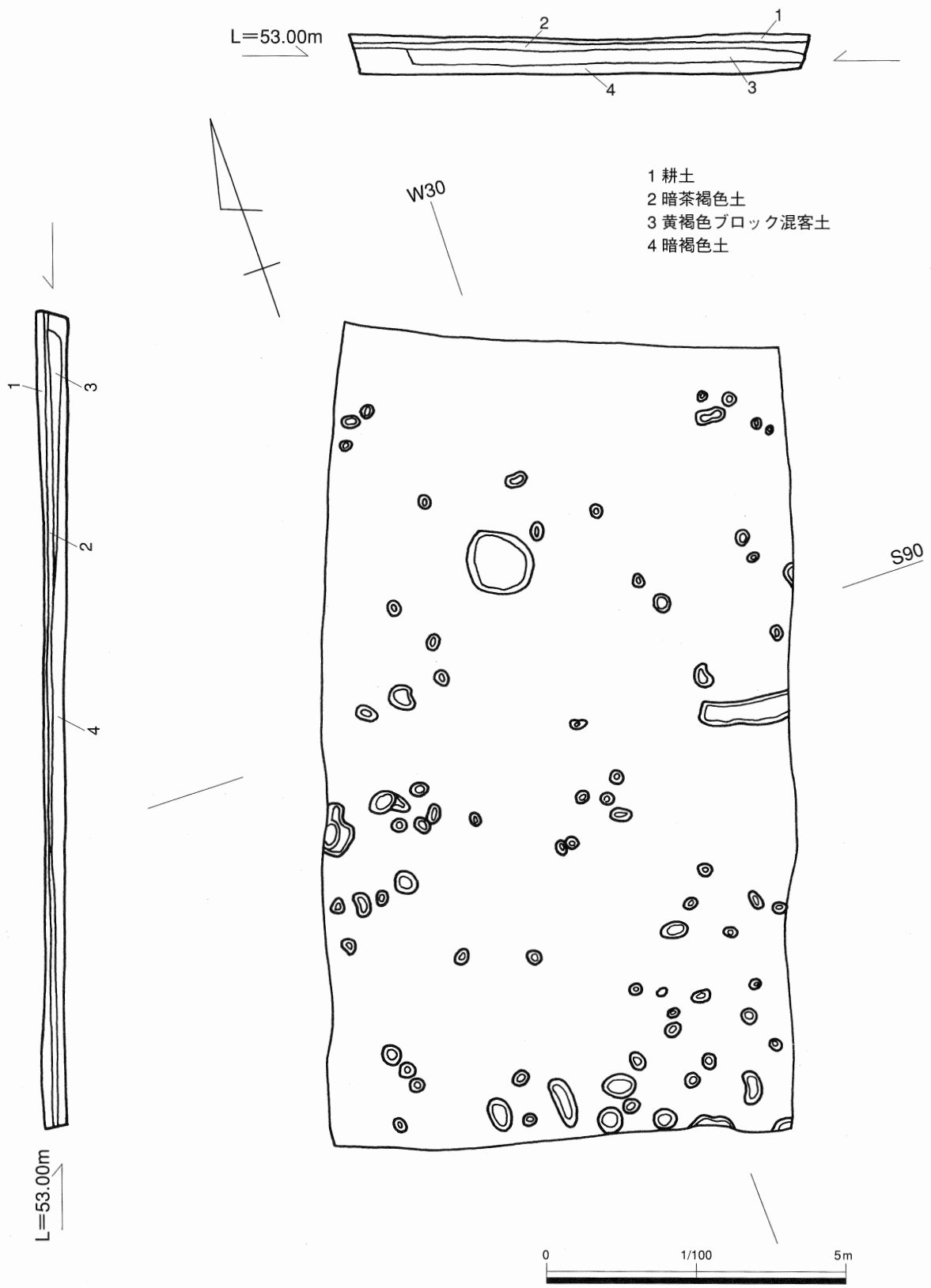
#### T0301

厚さ20～30センチの耕土を除去すると、20～40センチメートルの黄褐色パミス（倉吉軽石層）の客土層が認められた。更に黒褐色の包含層があった。この面での遺構検出は困難であるので地山面まで掘り下げて検出を行った。

トレンチ北東部で1メートル規模の大型の不整形な円形掘り方をもつ柱穴を1箇所検出した。この柱穴には切り合いが認められなく、他に対応する柱穴も検出できなかった。

他には、10～数十センチメートルの多数のピット群と中央東隅で幅約0.5メートルの溝状遺構を検出した。

包含層から須恵器、土師器、古瓦片などが出土した。



挿図3 上原遺跡 T0301遺構図

## 【山宮阿弥陀森遺跡】

上原遺跡の不施工区の北側に隣接する遺跡で長大なプランをもつ建物群や溝などを検出しており、一時期の郡衙関連施設が存在していた区域である。東側は用水路が走っており、更に東側は一段低い地形となっている。ほ場整備前は蛇行していた水路は、今は真直ぐに整備されている。今回の調査はほ場整備前の調査で確認されていた溝の延長を確認することと、瓦の出土の有無、出土した場合の上原遺跡中核部出土のものとの比較などを目的にトレンチを設定した。現地調査は、平成16年8月16日に開始し9月30日に埋め戻しを行い終了した。

### T0401

このトレンチは、長さ約15メートル、幅約3メートルに設定した。段丘の縁辺部に当っており、東側は水路の法面となっている。約20センチ前後の耕土層を除去すると、西側半分では約20センチの暗褐色土層、約60センチまでのバラス、砂利、橙褐色の班粒を含む褐色土の客土が認められた。東側では幾層にも、橙褐色の粘土や暗灰褐色土、礫、砂利の層が堆積している。ほ場整備事業による客土であると考えられる。東端部では、水路法面の崩壊の恐れがあることから、表土下約1メートルで、掘削を留めることとした。

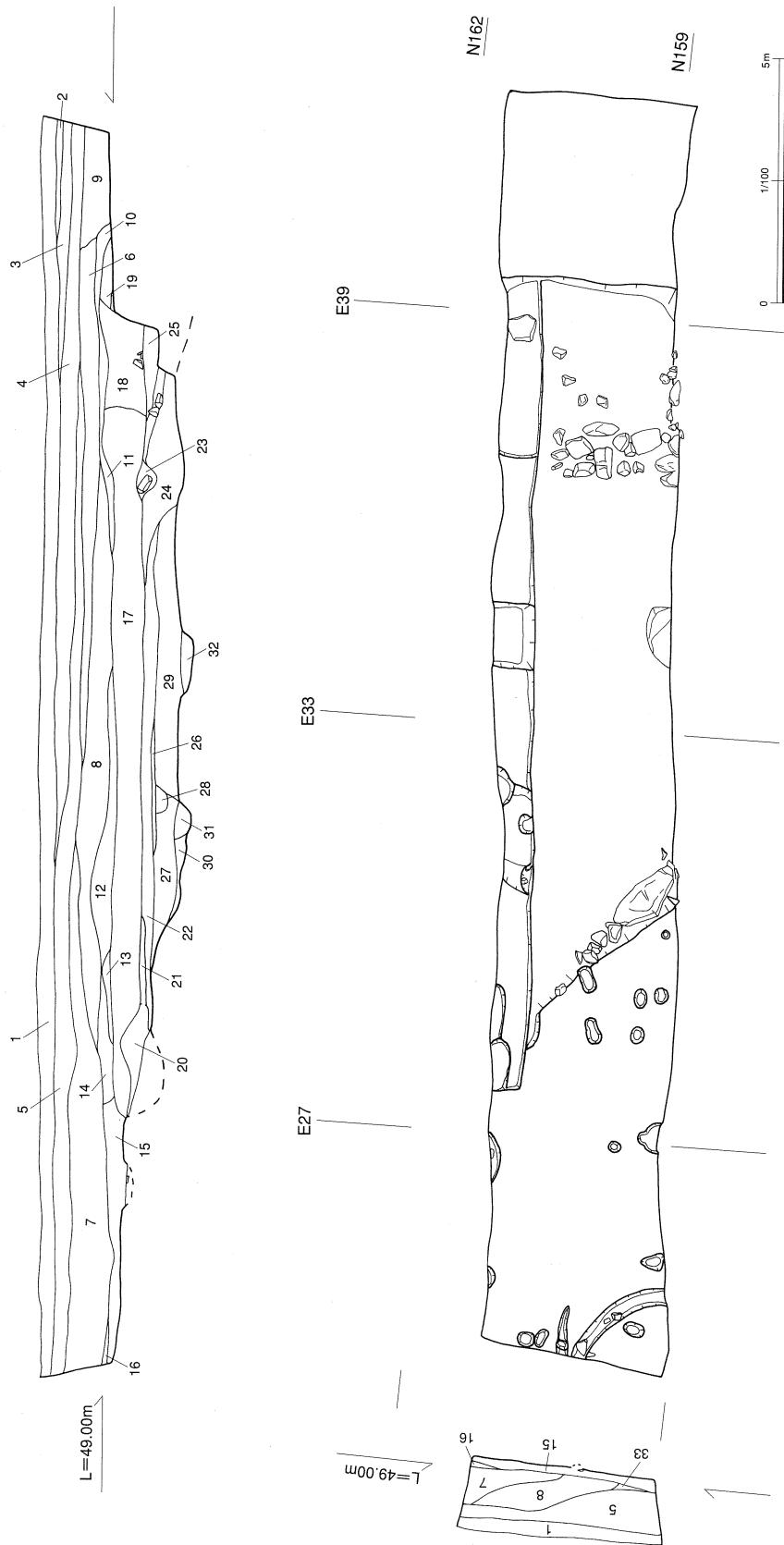
トレンチの南西隅で幅約20センチの溝状の遺構を検出した。円形状に巡るものの一部で、竪穴式住居に伴う溝であると推定される。溝の深さは10センチ未満で、地山は相当削平されている。この溝の上部からは、10～20センチ程度の角礫が認められた。トレンチ西側から約4～6メートル付近から地山が東側に向かって落ちこんでいる。旧地形の落ち込み又は水路掘削によるものと考えられる。この肩部は北北西方向に向かっており、段丘の旧地形が内彎していたか水路が蛇行していたことが想定される。また、この肩部には長さ1メートル以上の板石の他、20～30センチ程度の角礫が列状に並んでいる。肩部の補強対策と想定される。トレンチ東隅の3～5メートル付近にも、表土下1～1.8メートルで20～40センチ大の角礫が南北に列状に並んでいるのを検出したが、こちらは、客土層中にあるものであり、ほ場整備事業によるものか、いずれにしても比較的新しいものと考えられる。

トレンチ内の中央部は大きな落ち込みが認められたため、北側に50センチ幅のサブトレンチを設定した。その結果、トレンチ中央部に2条の溝状遺構を検出した。溝底部は表土下約2.2メートルの位置にあり、このうち東側の溝の埋土は黄褐色のブロック班を含む暗褐色土で、古い時期のものと想定される。このことから、西側段丘上に展開されていた建物群を区画する東側縁辺部の落ち込みの更に外側に溝状の遺構が存在していたことが想定される。

### 出土遺物

1は高台付坏である。高台は盤状を呈す。高さ1.7cm、高台径6.2cmが遺存する。2は丸瓦片である。内面に布目痕が残る。3、4は須恵器甕の胴部片である。ともに外面は平行タタキ目、内面は同心円文である。5は土師質の鍋である。やや外反気味に立ち上がり、内面に1段作り、端部は丸く仕上げる。外面の段はやや甘く、高さ4.0cm、径は31.2cmが遺存する。内面口縁部はナデ調整、胴部にかけてハケ目調整、外面はナデ調整である。時期は13世紀中ごろと考えられる。





- |    |                     |    |                   |    |                  |
|----|---------------------|----|-------------------|----|------------------|
| 1  | 耕土                  | 12 | 黒褐色土 (粘土ブロック粒・礫混) | 23 | 灰茶褐色土            |
| 2  | 暗褐色土 (橙褐色粘土混)       | 13 | 橙褐色粘土             | 24 | 暗灰茶褐色土 (マンガン含む)  |
| 3  | 暗褐色土 (橙褐色粘土)        | 14 | 黒褐色土 (礫・砂利混)      | 25 | 暗灰茶褐色土           |
| 4  | 暗褐色土                | 15 | 暗褐色土 (粘質土)        | 26 | 灰茶褐色土 (ブロック粒混)   |
| 5  | 暗褐色土 (均密)           | 16 | 橙褐色土 (腐植物混・ブロック斑) | 27 | 暗茶褐色土 (ブロック粒混)   |
| 6  | 橙褐色粘土 (ブロックス・橙褐色斑混) | 17 | 暗灰褐色土             | 28 | 黄褐色土 (ロームブロック多混) |
| 7  | 暗茶褐色土 (礫・砂利混)       | 18 | 暗灰褐色土             | 29 | 茶褐色土 (ロームブロック多混) |
| 8  | 橙褐色粘土 (均密)          | 19 | 暗灰褐色土             | 30 | 黄褐色土 (ブロック斑混)    |
| 9  | 暗褐色土 (均密)           | 20 | 黄褐色ロームブロック塊       | 31 | 暗褐色土 (ブロック斑混)    |
| 10 | 暗褐色土 (粘土・砂利混)       | 21 | 暗茶褐色土 (ブロック斑・粒混)  | 32 | 黒褐色土 (ブロック塊混)    |
| 11 | 橙褐色粘土ブロック           | 22 | 暗茶褐色土             | 33 | 暗褐色土 (橙褐色粒混)     |

挿図4 山宮阿弥陀森遺跡 T0401遺構図

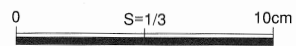
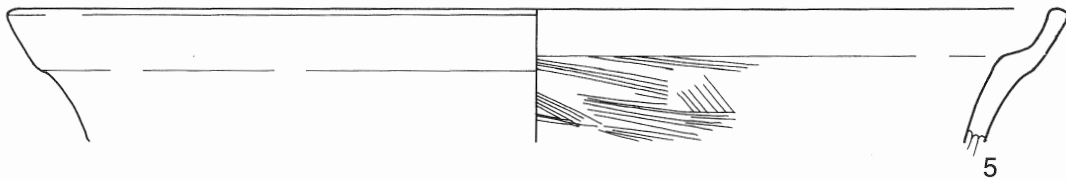
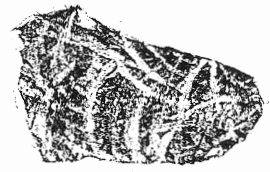
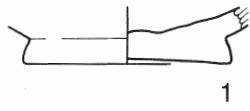


插图 5 山宮阿弥陀森遺跡 T0401 出土遺物実測図

## IV 気多郡衙辺りの条里遺構について

### 班田制と条里制

大化2年(646)の改新の詔に、「その三はいう、はじめて戸籍、計帳、班田収授の法をつくる」とある。また、養老2年(718)の『養老律令』の「田令」(口分条)に「凡そ口分田を給むことは男に二段、女は三分之一を減ぜよ。五年以下には給わらず。その土地の寛狭(広狭)があれば、郷土の法に従」とある(『令義解』)。また同じ「田令」(田長条)に「凡そ田は長さ卅歩、広十二歩を段と為よ。十段を町と為よ。」ともある。

つまり公民が6歳になると、男子は2段(1反=360歩=約11.7アール)、女子は1段120歩の田圃が支給された(実際には、土地の広狭によって班給額に差があった)。この田圃を口分田という。家屋やそのまわりの土地の私有は認められたが、口分田は売買を禁止されていた。

口分田は一度給付されると死ぬまで利用でき、死者の田は、次の割り替えの年、すなわち6年ごとの班年(口分田の割替えの年)をまって公収(国家に没収)され、新しく6歳になった者に与えられた。この支給法を「班田収授法」とよんだ。

奈良時代の政府は、班田収授を円滑に行うために、田地を碁盤目状に区画割りする土地区画を国家の手で全国に実施した。これを条里制という。

なお、条里制の起源は大化改新以前とする考えもある。

『日本書紀』の成務天皇5年秋9月の条に「そして山河をへだてて、国、県を分け、阡陌(東西南北の道)のままに、邑、里をさだめた」とみられる。この記事のなかにみられる「阡陌」とは、古代中国に起源する直交状道路、ないし、その道路によって区画された耕地のことである。日本においても、律令制以前から存在した耕地の方格割を阡陌とよんでいたのではないかとの説がある。

これらの記事から、大化以前に阡陌とよばれ方格区画(プレ条里区画)が存在し、それが8世紀に整備される条里制につながるとするものである。

いずれにしても、班田制と結合した条里制が全国的施行されたのは律令国家の成立以後のことと考えてよかろう。

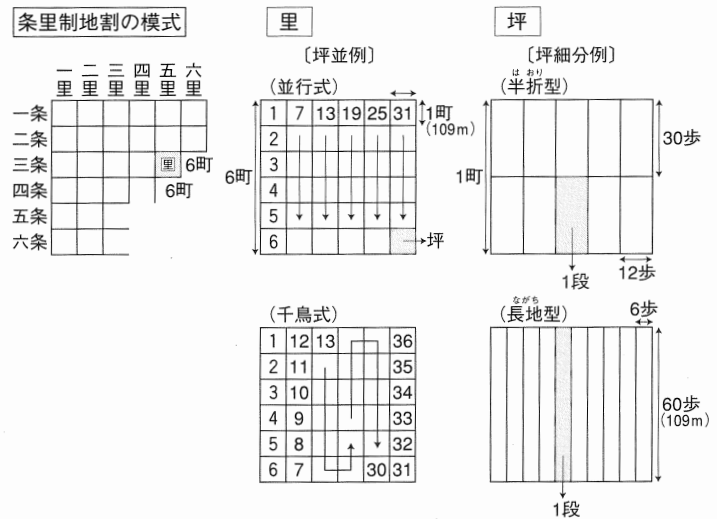
### 条里の区画

条里区画は、一辺を1町(60間=約109m)の正方形に地割したものである。方1町(一町四方)を囲む区画線を「阡陌」とよぶ。(「阡」は縦線、「陌」は横線を意味する)畦畔や水路もみなこの阡陌に沿って走っていた。条里制ではこの方1町の正方形の土地を「坪」とよんでいた。一つの坪の面積は1町、すなわち360歩の10段である(今日の1町は300歩の10段であるので、現在の1町2段にあたる)。坪のなかは短冊型に10等分されているもの(60間×6間)、横を二等分したうえでさらに縦を5等分されたもの(30間×12間)とがある。前者を「長地型」、後者を「半折型」とよぶ。

坪の地割の「長地型」(60間×6間)と「半折型」(30間×12間)についても歴史的な前後関係をめぐって論争がある。先に記した「田令」の「およそ田は長さ三十歩、広さ十二歩を段となし、…」は、「半折型」(30間×12間)のことでありこの型が先行し、「長地型」(60間×6間)はその後の農業技術の進

歩にともなって生じたものとする考えである。これに対して「長地型」の地割が「半折型」より先行し、大化以前に行われていたのは「長地型」であるとする考えもある（水野時二『条里制の歴史地理学的研究』）。

坪が36あつまった方6町を「里」とよび、条里の基本となる。里のなかの36の坪には、それぞれの位置を示すため1から36の番号が付けられていた。挿入図6に示すとおり、番号の付け方は二種類あり、北から南へ1、2、3、…6とし、7で1の隣にもどる「平行式」、6の隣に7ができて逆にかぞえる「千鳥式」がある。これらを「坪並」という。里が多数並ぶと二つの基準線を起点として、南北の列を一条、二条、三条…、東西の列を一里、二里、三里、…とかぞえる。したがって位置を示すために何条何里何の坪の何段と数詞を付けてよんで、特定の田地の所在が明確にわかるようになっていた。このような条と里に区画された地割を「条里制」地割という。



挿図6 条里制地割の模式図

## 気多郡の条里

気多郡（気高郡域）の条里について『鳥取県史』は、「方格地割と坪字名の分布は、式内社加知弥神社や奈良後期とみられる寺内廃寺跡や上原廃寺跡付近を中心として散見される。これをかりに条里遺構と推定すれば、小河谷平野の谷奥部に条里地域が展開し、かえって沿岸部の砂丘裏低地にはこれを欠いている。」としている。

気多郡は鷲峰山など南部の山地から日本海に北流する河川によって、5つの小河谷平野が形成されている。古代にはこれらの河谷平野には7つの郷があった。浜村川流域の勝見谷に勝見郷、逢坂谷に逢坂郷、日置川流域の日置郷、勝部川流域の勝部郷、そして気多郡で最も大きい河川の河内川流域には口沼郷・坂本郷・大原郷の三つ郷があった。

14世紀ごろの『拾芥抄』に、条里について次のように記されている（渡辺久雄『条里制の研究』所収）。

およそ田は六尺四方で一歩とする。卅六歩を一段頭とする。一段を一町頭とし、十段を一町積とする。卅六町が一里をなし、卅六里が一条をなす。条は北から起こって南に進み、里は西から起こって東に進む。町は良（北東）に始まり乾（北西）で終わる。

阡陌は水を湛えて畔ができ、田中の堺には培（盛り土のこと）がある。条里の基点は国ごとの例による。長さ卅歩、広さ十二歩を一段とする。

「条里の基点はは国ごとの例による」というのは、たとえば因幡国で、統一線引きや地割りが行われた（一国一条里）ということであろうか。

しかし、たとえば気多郡など、郡単位に統一されていた（一郡一条里）とする考えもある。さらに条里の単位は不定であるとする考えがある。



気多郡内に条里が施行されていたことを実証する史料はない。しかし、天保年間（1830～44）の各村の「田畑地続全図」（以下、「地続全図」と略す）や町役場に保管されている地籍図の地名・地割、空中写真などによって考察すると、宝木・瑞穂谷、勝見谷、逢坂谷、日置谷、勝部谷に条里が施行されていたことを推定することができる。しかし、それぞれ各谷の条里の地割は気多郡全体が統一的（一郡一条里）に行われておらず、各谷ごとの地割となっており、谷の走向や地形と関連する地割であったことがわかる。

気多郡内で条里地割の遺構が明確に残っていたのは気多郡衙が置かれていた逢坂谷南部の地域である。今日の気高町の上原・飯里・殿、鹿野町の小別所の水田地帯である。

この稿ではこの地域と、この地域に隣接する勝見谷の条里について考察してみる。

### 逢坂谷南部地域

逢坂の谷は古代大坂郷の想定地である。この谷は北方の浜村砂丘から南方の河内川に至る南北約7km、東西約1.2kmの細長い河谷平野である。中央部の上原・山宮以北には大山ロームをのせている段丘が発達している。段丘面はやや緩かな傾斜で北に傾き浜村砂丘下に埋没している。

旧気高郡域で条里地割の跡が明確に残っていたのは気高町の上原・飯里・殿、鹿野町の小別所の地域、すなわち逢坂谷南部の水田地帯である。

この地域の条里施行を推定させる地名は、気高町大字殿に「八反田」「塚原」「壺町坪」「九反田」「練ヶ坪」、大字下石に「四反田」「五反田」「六反田」「八反田」「縄手下」、大字飯里の「里」と「大縄」「七反坪」、大字上原に「柿ヶ坪」「壺町田」、大字山宮に「大坪」、大字下原に「下夕坪」「六反前」「三反田」などの小字が検出される。

以上の小字だけでは数詞地名も少なく、条里制施行の確証としては不十分である。だが、気高町の殿・飯里・上原、また鹿野町の小別所の「地続全図」をみると一町四方の方格地割が描かれている。また地籍図の地割、空中写真などでもそれを考察することができる。このことから、逢坂谷の南部地域に条里割が施行が想定できる。条里の方位は東に20度ほど触れ、河谷平野の走向とほとんど一致している。

坪並の復原は難しく試論の域を出ないが、大字殿の「壺町坪」、大字飯里の「七反坪」の数詞坪付地名、その外に、大字上原の「柿ヶ坪」の「柿」を「シ」と訓み「四ノ坪」の転訛と考え、さらに、大字殿の「八反田」「九反田」、大字下石の「四反田」「五反田」「六反田」「八反田」などの



挿図7 天保年間田畑地続全図合成図  
(小別所、殿、飯里、上原)

数詞地名を合わせ考察を進めれば坪並の推定も可能となる。すなわち、大字殿の「壺町坪」を一ノ坪、「九反田」を九ノ坪、大字下石の「八反田」を二八ノ坪、「四反田」を四ノ坪、大字上原の「柿ヶ坪」を四ノ坪に想定すれば、西南隅を一ノ坪、西北隅を三六ノ坪とする千鳥式の坪並が想定できる。

なお、逢坂谷の中部は地形的に条里未実施の地域であったのではなかろうか。北部の条里復原も困難である。気高町下原・八幡の水田地帯では「下夕坪」「五反歩」「六反田」などの小字が検出される。

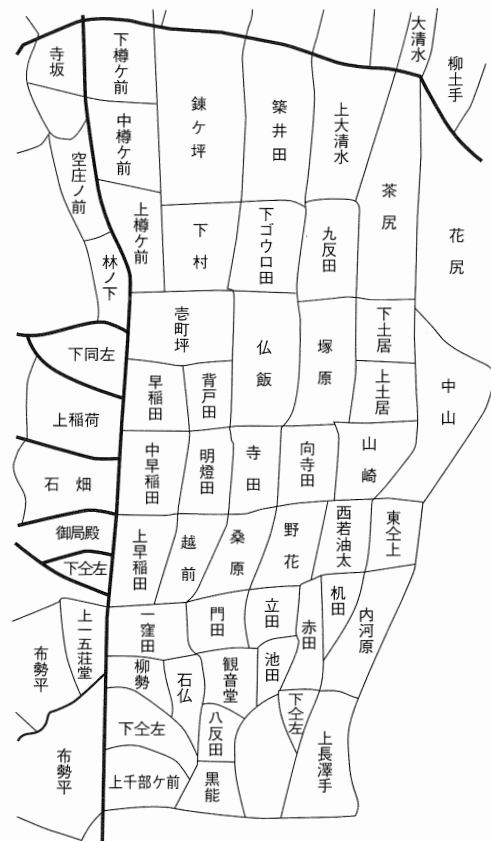
### 勝見谷地域

勝見谷は古代の勝見郷の想定地である。この谷は、南北約6 km、東西約1 kmの河谷平野で、中央部西山麓の鹿野町の寺内・中園付近には低地から比高約1～2 mの段丘が発達している。段丘上には寺内廃寺跡や式内社加知弥神社が所在している。

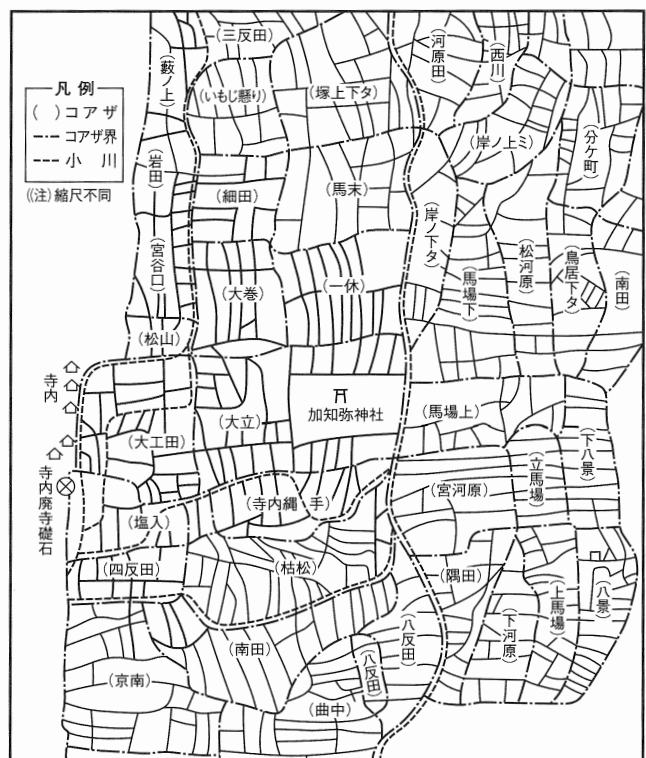
この河谷平野の条里制復原の手掛かりとなる地名は、鹿野町大字今市に「上六反田」、大字乙亥正に「柳ヶ坪」、気高町大字浜村に「五反田」「八反田」の小字名が検出されるだけで数詞坪付地名は全くみられない。しかも、条里施行後、河内川が氾濫しこの谷を数回北流したようで条里制地割跡はかなり乱れており、条里の坪並の復原は不可能である。

だが、「地続全図」や地籍図でみると、とくに鹿野町寺内・中園付近で条里のものと推定される地割が認められ、それをもとに条里地割の方位を考察すると西に5度程ふれたものとなる。

なお、鹿野町乙亥正付近以北の海拔5～6 m以下の低地、気高町の勝見付近は条里は検出できない。



挿図8 逢坂谷(殿)地図



挿図9 加知弥神社付近の地割図(天保14年寺内、宮方田畑地続全図より作成)

## V ま と め

本報告では、平成15年度と平成16年度に実施した国庫補助事業による試掘調査等の報告を行った。

まず上原遺跡の調査であるが、ほ場整備を不施工として現状保存されてきた約4ヘクタールの区域内について、補完調査を行い将来の保存活用対策に資するために実施した。

7間×4間の両面廂の中樞建物を中心とした区域内においては、これに付随する脇殿等の建物は検出されていない。礎石建物を想定される石材の検出もあるが、詳細は不明のままである。今回正殿風建物の南側にも建物が存在しないことが確認されたことから、やはり広場的な空間があったことが想定されるところである。

上原遺跡群の建物の展開については広範囲に及んでおり、今後粘り強い調査の蓄積が必要である。また埴仏や瓦の出土など寺院関連の遺構の可能性の追及も必要であろう。いずれにしても古代地方の律令制度の発達段階を検証していく上で貴重な遺跡であり、他地域での調査報告などの情報に注意を払いながら検討を加えていく必要がある。

いずれにしても、わずかではあるが調査の成果により新知見を得ることができ、今後の調査に示唆を与えることができた。

報 告 書 抄 録

ふりがな	とっとりしないいせきはくつちようさほうこくしょ							
書名	鳥取市内遺跡発掘調査報告書							
副書名	上原遺跡・山宮阿弥陀森遺跡							
巻次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	河根裕二							
編集機関	鳥取市教育委員会（気高町教育委員会）							
所在地	鳥取県鳥取市尚徳町116番地							
発行年月日	平成17年3月19日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号					
上原遺跡	鳥取市気高町 上原字平岩	31201 (31341)	516	35°28'46"	134°2'39"	2003.2.10 ～ 2003.3.17	108㎡	重要遺跡 確認
山宮阿弥陀 森遺跡	鳥取市気高町 山宮字東阿弥陀	31201 (31341)	495	35°28'15"	134°2'41"	2004.8.16 ～ 2004.9.30	45㎡	重要遺跡 確認
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物			特記事項	
上原遺跡	官衙・ 集落跡	弥生 奈良 平安	溝掘立柱建物 土坑 土坑墓	弥生式土器 須恵器 土師器 古瓦				
山宮阿弥陀 森遺跡	官衙・ 集落跡	弥生 奈良 平安 中近世	溝 竪穴式住居 石列状遺構	須恵器 土師器 古瓦				





---

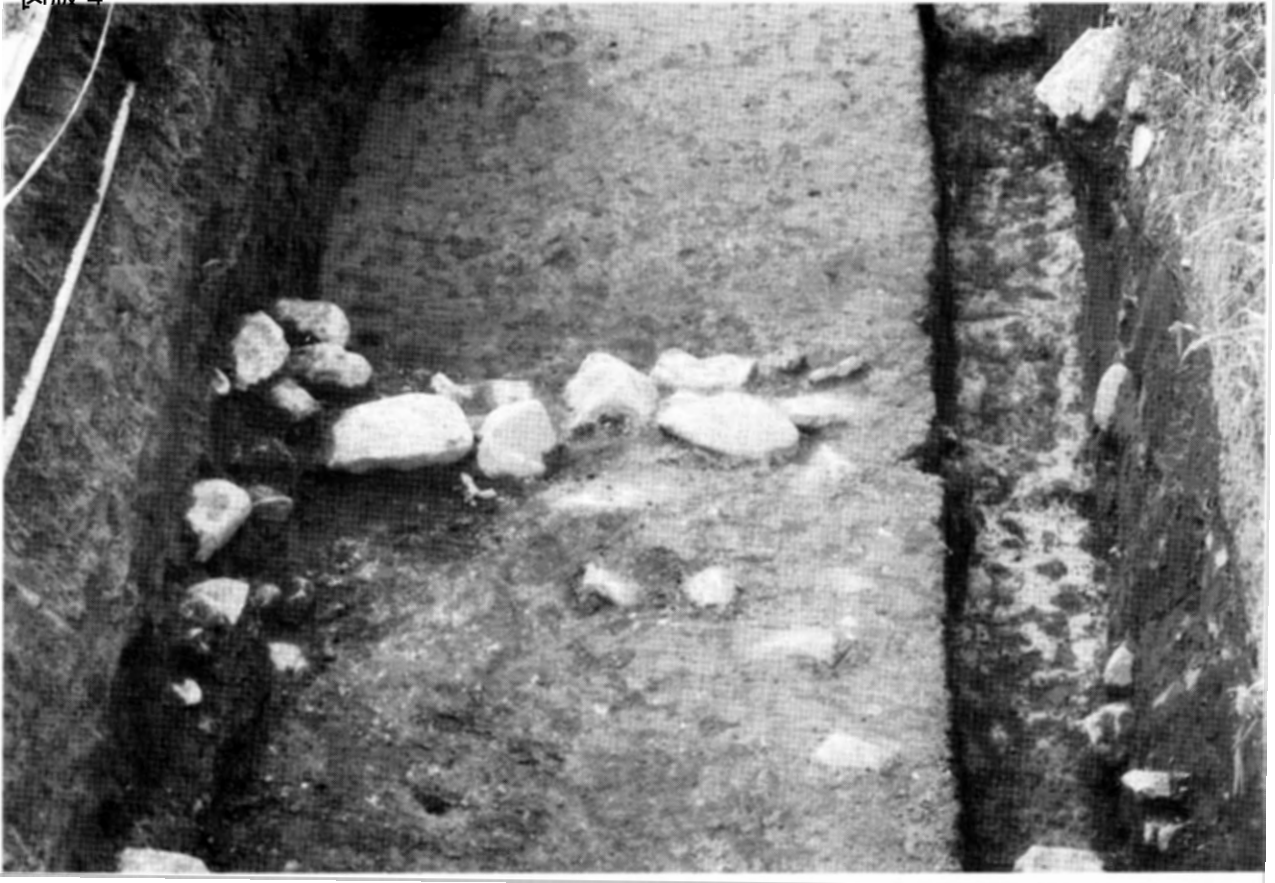
---

# 写 真 图 版

---

---





7 T0401東側石列検出状況



8 T0401西南陽堅穴式住居跡・検出状況



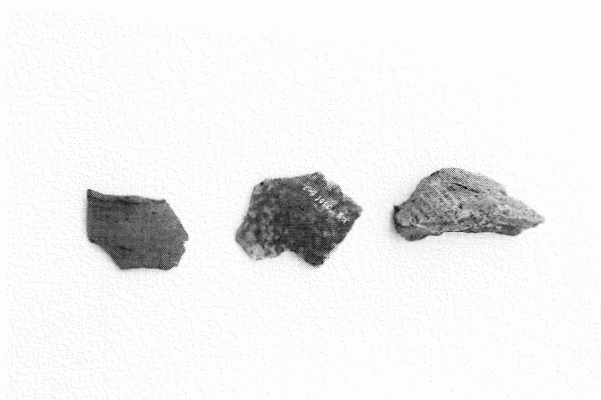
5 山宮阿弥陀森遺跡T0401



6 T0401西側石列検出状況



3 T0301北部遺構検出状況



4-① T0301出土遺物



4-② T0301出土遺物





1 調査区周辺航空写真



2 上原遺跡 T0301





9 T0401出土遺物（表）



10 T0401出土遺物（裏）



---

---

鳥取市内遺跡発掘調査報告書

上原遺跡・山宮阿弥陀森遺跡

平成17(2005)年3月発行

編集 鳥取市教育委員会  
発行 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地  
TEL (0857) 20-3367

印刷 総合印刷出版株式会社  
〒680-0022 鳥取市西町1丁目215番地  
TEL (0857) 23-0031

---

---